

第五節 大正以前の災害

私たち祖先は生命の安全、財産の保護をするため、家の周りに防風林を造り、洪水に対しては盛土などをし、地盤を高く石垣を築くとかして災害から守ってきた。そして科学の研究によって科学技術を駆使し、地震を予測するとか、台風予測をして事前処置ができるような工夫をしているが、現在のところこれに対する決定打は発見されていない。平穩になれるのは人の常で、忘れたころに災害はやってきて、猛威をふるうので、災害予防は今や重大な政治課題である。以下、おもな災害を年代順に類別してみた。

(一) 風水害によるもの

1、徳治二（一三〇七）年の大洪水

徳治二（一三〇七）年鎌倉時代那賀川の大洪水で和食の満宝寺の伽藍と本尊はともに流失した。その後十三年たつて僧性弁が再興したことを記した薬師如来の裏板文が無量院に残っている。この洪水は阿波国一円であった模様である。
（旧町史より）

天正七（一五七九）年大水去らざること三日、人畜多く死す。

天正十（一五八二）年九月二日、阿波国大洪水

天保十三（一八四二）年大洪水

2、嘉永二（一八四九）年の西の水

嘉永二（一八四九）年己酉七月十日、十一日の両日には大風雨の結果、大出水を引き起こして、この時では前代未聞というところから世人はこれを阿房水と命名した。西の水（西ノ阿房水）というのがこれである。この

水に加害を受けた田畑の被害の多少に応じて、秋下帳で史実をつぎにかかげる。

(表紙)
嘉永二酉(一八四九)年十月 那賀郡百合村秋下帳 (勘田寧夫蔵)

慶長八年御帳

下ちな二本地 三畝拾貳歩壹斗七升之内
田式畝 壹斗 貳年 四郎右衛門
内 田 田式畝貳拾歩 八升 四年 才二郎
道ノ前 畠式畝 四升 三年 孫助
増米貳升貳合
宮ノ前 畠壹畝 壹升 かうち庵
同壹升壹合四才 田畠合七畝貳拾歩
高合貳斗三升 増米合三升三合四才
請夏秋納升四ツ六分 内麦壹升四合
内
壹斗壹升 当酉ノ秋方戌迄貳年秋下翌 増米壹升壹合四勺
亥ノ夏方元高へ加り御年貢成 内麦五合
四 升 増米貳升貳合 内麦九合
当酉ノ秋方亥迄秋下翌子夏方右同断
八 升 当酉ノ秋方子迄四年秋下翌巳ノ貳年方右同断
山田織部上り知 地改
ふしいけ本地百九拾歩之内 中上田 百貳拾七歩
八斗八升七合三勺 長九郎
成米貳斗九合五勺 内麦六升五合六勺 (中略)

高合貳拾石壹斗四升四合四勺九才
田畠合壹町五反七畝貳拾九歩
成米合八石八斗九升四勺
内麦壹石壹斗八升三合五勺五才
増米合貳斗六升六合五勺
内
高四斗七升三合四勺 当酉ノ秋壹ケ年秋下翌成ノ年元高加り御年貢
成 成米三斗五升八合五勺
高三石三斗三合四勺 当酉ノ秋方亥貳年秋下翌亥ノ夏方右同断
成米壹石三斗五升九勺 内麦四升六勺
高拾石壹斗壹升五合三勺九才
当酉ノ秋方亥迄三年秋下翌子ノ夏方右同断
成米五石六斗五升九合五勺
内麦八斗三升五才 増米貳斗五升四合七勺
高四石貳斗五升貳合三勺 当酉ノ秋方子迄四年秋下翌丑ノ夏方右同断
成米壹石五斗貳升壹合五勺
内麦三斗壹升貳合九勺 増米壹升壹合八勺
新田畠 家ノ上川添 下畠四拾歩 成米壹升八合
仁兵衛後家 増米壹升八合
(中略)

野々つけ 下田二十四歩 成米貳升壹合六勺 茂左衛門 此株三年
(中略)
田畠合壹反八歩成米合壹斗七升六合四勺 増米合壹斗三升貳合
内
四 畝 当酉ノ秋方戌迄貳年秋下翌亥年方元米へ加り御年貢成

成米六升七合七勺 増米五升八合五勺
三畝四歩 当酉ノ秋方亥迄三年秋下翌子ノ年方右同断
成米六斗六合六勺、増米壹升八合
三畝四歩 当酉ノ秋方子迄四年秋下翌丑ノ年方右同断
成米四升貳合三勺 増米五升五合五勺
新田畠(符箋) 元米七石九斗八升五合五勺之内(二十二筆等省略)
川成床並掃隠地(符箋) 四斗五合貳勺之内(四筆等省略)
嘉永二酉年十月

切判入 同百壹本 無切判
右は当月八日出水に付当村へ流寄懸留置候材木右之通取調子指上申処相違
無御座候 已上
亥二月十五日
小仁宇庄屋 秋本 和三郎
大井村御改処様
4、安政四(一八五七)年の八朔水
安政四年丁巳七月二十九日、夕方から吹き出し、また雨も降り出して八
月朔日大洪水となったので八朔水の名をつけたが、その事跡は残っていな
い。けれども八朔水ということは古老の口碑に残っている。

3、嘉永四(一八五二)年二月の雪解水
嘉永四年辛亥二月の雪解水が押し寄せて材木類がたくさん流れた。
その当時、小仁宇の庄屋、秋本和三郎の手先で懸け留め置いた材木を大
井村(加茂谷)の流水改所へ届け出た文書が秋本嘉徳方に残っているの
つぎに掲げる。

寛
(上略) 無印貳間 六寸角
同 一同貳間丸太 末口六寸
同 一同 同 六寸
同 一同貳間同 五寸
同 一同貳間 五寸角
同 一同貳間 四寸角
キ 一かはず長卷間丸太 末口八寸
本数合百貳拾四本 内貳拾三本

5、万延元(一八六〇)年の水
次に万延元年庚申八月五日の風雨出水の跡は、文書に残っているが、次
に記された模様では田畠用水溝井堰の被害はあったが、人畜その他にはあ
まり被害はなかったらしい。
万延元年八月十二日
小仁宇村御損亡之品々相調子奉指上帳 (秋本嘉徳蔵)

一地高百七拾六石六斗三升九合壹勺
内五拾三石程 御損亡 但村中押平し
残而百貳拾参石六斗三升九合六勺 有毛
一流死人 無御座候
一流牛馬 右 同
一堤川除石垣崩大走とも 右 同
一井利懸越和久とも 右 同
一用水井溝井関とも 破 損
但鶴首井関長九拾貳間皆流用水井方□谷江懸越迄貳千間余之内百三拾間

程武拾三ヶ所に而玉縁石垣崩、峯崩共同千式百間程石砂埋り敷堀舟土流とも疼御座候尤懸越樋六ヶ所に而武拾八間程御座候

中八月

小仁宇村庄屋 秋本 和三郎
御用代 秋本 徳五郎

6、慶応二（一八八六）年寅の水

森 哲 藏 殿

慶応二年寅の水（八月）以前の七月朔日から連日連夜の大暴風雨で、七夕水をおこしたが、後の八月五日から七日の夜にかけての大洪水は中山の古老の話によると、同地その他には、大きな被害はなかった。

当時阿井村庄屋御用代を勤めていた加藤潜太郎の書き遺された「天保四癸巳より正記」と表記してある日記の中には慶応二丙寅年八月手記の項中に

一 八月五日より降続七日夜九ツ時（夜中）大風雨洪水に仁宇宝珠院前迄川水来る阿井神森裏迄

一 八月九日村中地痛見廻り御願相談御願造用割符並願紙而帳面認十一日同断

一 八月十二日出府十三日御宅勤十四日御役所御地方に而地疼御見分願差出御受被成十五日帰り懸谷水支に付大井泊十六日同断十七日大井発足と食江立寄組頭方中川源兵衛へ申入御用相勤婦村

（中略）

一 九月四日潰家政吉へ御手当被下為御用森猪間助（南荒田野与頭庄屋）出張泊五日政吉並西納村直吉へ御手当銀被下且和食村潰家御手当被下に付我等罷出候様被申に付猪間助同道和食村へ出張

（中略）

一 九月廿一日運台寺へ出張潰家政吉御手当被下候節宿造用割符之儀に付秋本和三郎柏木理右衛門出張村方教諭也十三日同断内済成

以上

已上

- 一 山崩 無御座候
- 一 樵木 右 同
- 一 石破戸籠破戸 右 同
- 一 材木 右 同
- 一 水車 右 同
- 一 蛇籠 右 同
- 一 倒木 右 同
- 一 御敷川成 右 同
- 一 萱野川成 右 同
- 一 破損舟 右 同
- 一 流失船 右 同
- 一 杭木 右 同

右者当月五日風雨出水に当村立毛其余御損以上之品々相調子奉指上候

（中略）

一 十月九日地疼下見分十日地疼見分として森匠次郎（中山与頭庄屋御用代）出張見分仁宇泊十一日同断

と見えている。当時百合の荒地はその年の秋中の年貢を免ぜられた。なお正当の年貢はできないと見込まれる地面には三年、四年、五年にわたり被害の多少に応じて鎌下を仰せ付けられた。その史実はつきに掲げる覚であきらかである。

覚

（勘田寧夫蔵）

去寅秋中引高三斗六升七合之内 一高式斗 慶長八年御帳

増米式升七合六勺 去寅秋中引米六升六勺之内 請納升四ツ六分 麦無

右方当卯方午迄四年鎌下翌未年方元高へ加り御年貢成

去寅秋中引高三斗六升七合之内 一同卷斗六升七合

増米三升三合 去寅秋中引米六升六勺之内

右者去寅秋一作鎌下に指繼当卯ノ年方元高へ加り御年貢成

去寅引中高四拾四石式斗七升五合七勺 成米式拾石三斗八合四勺

一高九石八斗三升三合

内受式石四斗五升七合六勺 去夏夏納捨 山田織部上り知

成米四石四斗九升六合式勺 内受六斗六升五合之内

増米壹斗六合八勺 去寅秋中引米六斗三升壹勺之内

式石四斗四升九合四勺

当卯より已迄三年鎌下翌午ノ夏方元高元米受へ加り御年貢成

成米壹石式斗八升三勺 内受壹斗五升九合

五石九斗六合八勺 当卯方午迄四年鎌下翌未ノ夏方右同断

成米式石壹斗九升七合七勺 内受三斗式升壹合

増米四升三合式勺

式石式斗七升六合八勺

当卯方未迄五年鎌下翌申夏方右同断

成米壹石壹升八合式勺

内受壹斗八升五合九勺

増米六升三合六勺

去寅秋中引高三斗六升七合之内 一高三拾四石四斗四升式合七勺

成米拾五石八斗壹升式合式勺 増米五斗式升三合三勺

去寅秋引米六斗三升壹勺之内

右者去寅秋一作鎌下に指繼当卯年方元高元米へ加り御年貢成

去寅秋中引米壹石九合五勺之内 一米三升九合六勺 新田島

右同断ノ四斗五升壹合ノ内増米壹升八合

右者当卯方午迄四年鎌下翌未年方元米へ加り御年貢成

去寅秋中引米壹石九合五勺之内 一同九斗六升九合九勺

右同断四斗五升壹合之内 増米四斗三升三合

右者去寅秋一作鎌下に指繼当卯年方元米へ加り御年貢成

去寅秋中引米式石壹斗五升之内 一米四斗八升七合三勺

右同断壹斗三合八勺之内 増米式升七合七勺

内式斗六合式勺 当卯方午迄四年鎌下翌未年方元米へ加り御年貢成

増米式升五合七勺 壹斗四升四合

当卯方未迄五年鎌下翌申年方右同断

壹斗三升七合七勺 当卯方酉迄七年鎌下翌戌年方右同断

去寅秋中引米式石壹斗五升之内 一米壹石六斗六升式合七勺

右同断壹斗三合八勺之内 増米七升六合壹勺

右者去寅秋一作鎌下に指繼当卯年方元米へ加り御年貢成

去寅秋中引米式升八合之内 一米四升三合八勺 隠地

右者当卯午迄四年歛下翌未ノ年元米へ加り御年貢成
去寅秋中引米式斗八合之内 一米壹斗六升四合式勾
右同断中引三株 増米七升九合三勾

右者去寅秋一作歛下に指繼当卯ノ年元米へ加り御年貢成
右之通申付候条可得其意候 已上

慶応三卯年八月

稲田 栄太郎
箕浦 久左衛門 ㊦

那賀郡百合村 役人 共方へ

右の寛は、つぎの歛下願によつて見分のうえ下し渡されたものである。

(表紙)

慶応三卯年 那賀郡百合村田島大疼分取分奉願上帳

(勘田寧夫蔵)

(上略)

慶長八年御帳之内川成開掃隠地

もみの久 四畝壹斗式升之内 田畝 米四升三合八勾

二 郎 三 郎 去寅秋かり米式升八合之内

(黄紙張付)

右は当卯午迄四年歛下翌未年元米へ加り御年貢成

寅秋中引米式升八合之内 一米壹斗六升四合式勾

寅秋中引三株 一米七升九合三勾

右者去寅秋壹作歛下に指繼当卯年元米へ加り御年貢成

(左は本文)

右者当村地疼奉願上御座候処□大疼分取分帳面に相認め奉願上候 以上

慶応三卯年三月

那賀郡百合村庄屋 勘田 倍蔵 ㊦

御用代 勘田 準平 ㊦

五人組 滝 蔵 ㊦

武市 長左衛門様

多田 甚 吉様

林 記五郎様

また小仁宇村では山田大隅頭入の百姓共がその給人山田大隅の用人北島
順之助に宛てて荒地見分を願ひ出た。同地の旧庄屋であつた秋本嘉徳方に
その願書が残っている。

乍恐奉願上覚

二ツ石四せと下上田百七拾三步之内

一下上田 百歩 成壹斗三升四合九勾 名負 吉右衛門

但水押上上流砂入無色同所

舟津上上々田三百五拾歩之内

一上々田 六拾七歩 成壹斗八升九勾 儀 右 衛 門

但右同断

同所同断之内

一上田 九拾五歩 成式斗四升式合式勾 久 三 郎

但右同断

同所上々田式百八拾壹歩之内

一上々田 百歩 成式斗七升 同 儀右衛門

但右同断

同所同断之内

一上々田 百八拾壹歩 成四斗八升八合七勾 同 戸 一 郎

但右同断

同所

一上々田 百拾貳歩 成三斗式合四勾

但右同断

同 弥次右衛門

歩数合六百五拾五歩 成合壹石六斗壹升九合壹勾

右者当八月七日風雨洪水に付当村小谷筋並長川筋田地水押上土流等に而
地疼に相成御年貢難相育迷惑奉仕候尤外株之儀者先達而奉願上御座候所
右株之儀は落株に相成尚又此度奉願上は奉恐入御儀に御座候得共無廻不
得止事奉願上儀に御座候間何卒御慈悲を以御見分被仰付被為下候得は百
姓共は勿論私共迄難有仕合に奉存候乍恐右之段書付を以奉願上候 以上

寅九月

小仁宇村庄屋 秋 本 和 三 郎 印

山田大隅様御内 北島順之助殿

乍恐奉願上覚

舟津ノ上

一上々田四拾歩 成壹斗八合

名負 弥次兵衛

但水神上土流砂入但来

くりノ久保

一上々田百四拾歩 成三斗七升八合

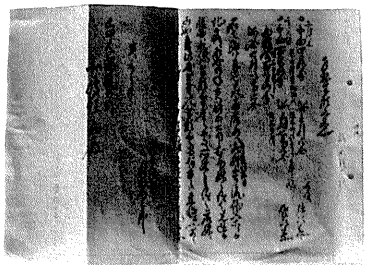
同 佐次兵衛

但右同断 但右同断

歩数合 百八拾歩

成合四斗八升六合

右者当八月七日風雨洪水ニ当村長川筋水押上大流砂入等ニ而地疼ニ相成



慶応2年寅の水の災害記録 (秋本嘉徳 蔵)

御年貢難相育尤外株之儀者先達而帳面ニ相認め奉願上御座候処へ右株之儀
者落株ニ相成此度書付ヲ以奉願上候間何卒御慈悲を以早々御見分被仰付
被為下候得ハ難有仕合ニ奉存候乍恐右之段奉願上候 已上

寅九月

小仁宇村庄屋 秋 本 和 三 郎

山田大隅様御案内

北 嶋 順之助殿

7、明治二十五年辰の水

明治維新後の大水には、同二十五年辰の水がある。辰の水は新暦七月二
十四日の夜那賀川筋の出水は平水より、七・六尺の高さになったが、翌日
の二十五日にはその水が減つて平水になった。これは上流の荒谷山三文峠
と称する所が大崩壊して那賀川の水をせき止めてその停水は坂州村や坂州
木頭村などにたまり、坂州木頭の宇奈為神社はその水底になった。二十七
日午後四時過ぎに至つて崩れ始め、その水は約一七尺有余の濁流となつて
家屋田畑を壊流した。これより先、三文峠崩壊の知らせがきた時から、本
町内一円の住民たちは、あらかじめ警戒はしていたものの、それほど大き
くはないと思つていた。

和食方面では吉田一則、徳田俊太郎、松浦房次郎、徳野武平が二十七日
午前八時ごろより徳田宅に集まつて暴水の要害を議し高嶺に見張りを置く
ことにし、村費をもつて人夫を雇ひ、和食の高嶺字ヒグレ山にいて水の来
るのを見たら、空砲で合図をすることを要求し、また一方には警察分署へ
も届けておいた。

その日、午後四時ごろヒグレの山上より合図が聞こえたので身の回り
品、食物などを携帯して秋葉山上に避難した。

当時の吉田一則記録によると、家族一同秋葉山へ逃げる途中河岸をみた
ら本村一円泥海となり数戸のわらぶき家が漂流していた云々……とある。

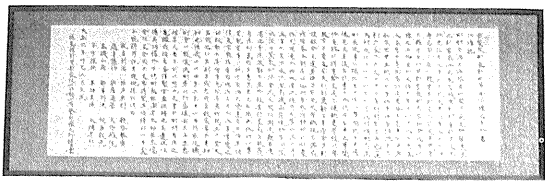
蛭子神社の鳥居の下には倒水、破屋が流着して山を成し、神門、神輿庫、拝殿、幣殿は残らず流失し神殿だけ残った。

二十八日午前八時過ぎ、再び崩壊の残水がおしよせ、災害のうねりするかのよう、本町役場も洪水の打撃をうけて必要な帳簿書類の多くを浸害流亡した。和食方面が被害の最大な地点であった。そのため荒地視察の勅使として東園侍従の派遣があった。「永く記憶し、皇恩の忝きを忘却すべからざるところである」と記されている。

なお、荒谷崩壊洪水の時復旧救援などの功績により、郡長より町長目下猪之五郎へ表彰状があり、現在目下健輔が額として保存している。

前鷲敷町長勲七等目下猪之五郎君功績記

町村自治之興替者一國消長之所関民生之利害風俗之良否職由町村長得其人然非忠信字人者則不能矣忠信字人而非才秀志固不屈於艱苦者則又不能矣其職豈不難平吾那賀郡鷲敷町大字和食故目下猪之五郎君以天保九年十一月八日生為人温厚思慮周密能通吏務其處事公平無私家世里正明治七年始為位長頭既而為副戸長為戸長二十二年町村制之布也選為村長明治四十一年七月改村称町乃為町長從事公職殆三十有八年間夜々不嘗倦怠又兼議負能盡力於地方公共之事開修道路以謀運輸交通之便新建學校以務教育之普及國民利則奨励産業憂衛生則設組合又建築染病院或督納稅勿滯或増殖基本財産以裕財原整理耕地以利農作尤用意於治水灌溉確有核算明治二十五年七月



功績記

出水被害概要表

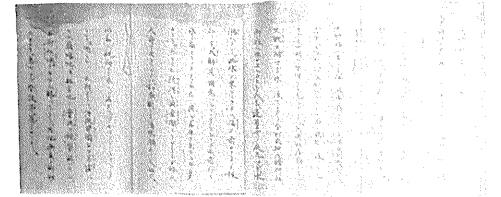
村名	大字村数	被害反別	被害反別	山岳崩壊	通路	欠損
鷲敷町	八	二八三	三	九	三五	四六
延野村	九	四九	一	九	三八	一八〇
宮濱村	六	四三	一	三	九	一〇
日野谷村	六	八	一	一	五	一〇
坂州木頭村	二	五二	一	一	一〇	一〇〇
計	三二	四三五	四	二二	九七	六九三

害ヲ免レシハ旧相生村、沢谷村ノ二ヶ村ノミ。今其災害ノ概況ヲ表出セバ概ネ左(右表参照)ノ如シ

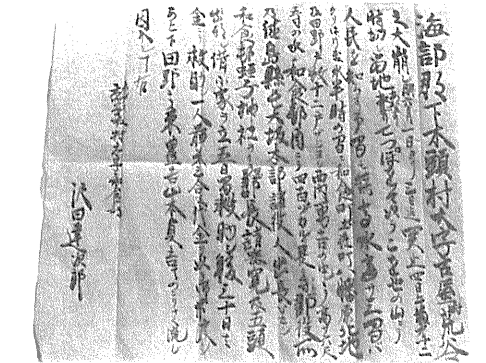
このほかに、阿井・元木精之介や田野・沢田厚、百合八幡神社の襖の下ばりより辰の水に關した記録が残されている。元木家の記録文には、

「明治二十五年旧五月末ヨリ六月二至リテ、大雨降続キ洪水度々ナリシガ同四日二至リテ海部郡下木頭村高磯山大崩壊シ対岸本部宮浜村大字日真村トノ間ヲ堰キ止メ其水漲ヘテ、三晝夜二至リ同七日午後四時頃ニ至リテ彼ノ漲水崩レ来リテ百合、阿井、仁宇、小仁宇、土佐町、和食町、村トモニ一面ノ泥水ニ浸サレタリ、同村氏神、八幡神社御殿へ水ノ上ルコト咫尺余、蓮台寺ノ庭先マデ漲水ヘタリ、此水ノ来ランコトハ豫メ前日ヨリノ報知ニテ大躰其の用意ハシツツアリシカドモ、意外ニ水の高カリシタメ、家産ヲ流シ家屋ヲ失イシモノ多カリキ。

然レドモ、幸イニ尚昼間ニテアリシガ故ニ人命ヲ失イシモノハ、和食町ニテ清水瀬平夫婦ト同家ニ親類ヨリ来ラレ居タル少女トノミニテアリタリキ、恐クモ天朝ヨリハ侍従東園公ヲ差遣ハサレ、崩壊地及被害地ノ實況ヲ視察遊バサレ且御仁恤金ヲモ下シ金穀等甚多カリキ。」とあり、次に百合合神社の襖の下ばりには、辰の水についてつぎのようにみえている。



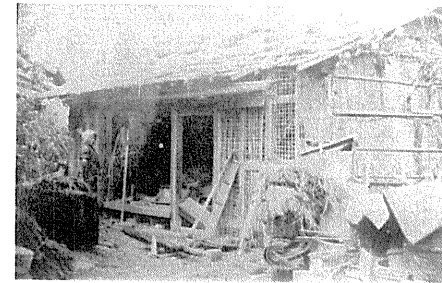
明治25年辰の水の記録 (元木精之介 蔵)



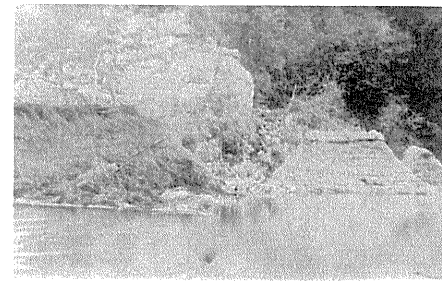
荒谷の崩壊洪水の記録 (沢田厚 蔵)

- | | |
|---------------|-----------|
| 一流失家七拾軒 | 一流失家 壹軒 |
| 一流死牛馬三拾壹疋 (匹) | 一井理懸越へ三拾ヶ |
| 一倒家八千三百六 | 一流失家 三ヶ所 |
| 一倒納屋貳千六拾 | 一流失樋三ツ |
| 一倒牛屋千三 | 一倒木 九本 |
| 一倒堂六ヶ所 | 一往還道千百間 |
| 一倒社拾七ヶ処 | 一流失樵木千石 |
| 一御制札場九ヶ所 | 一流失水車九 |
| 一倒木拾貳万三 | 一岸崩百五拾五ヶ |
| 一堤川除石垣大走 | 一用水井溝井関共八 |
| | 辰九月七日 |
| | 已上 |

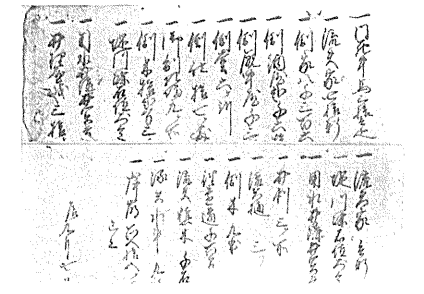
明治25年辰の水の惨状



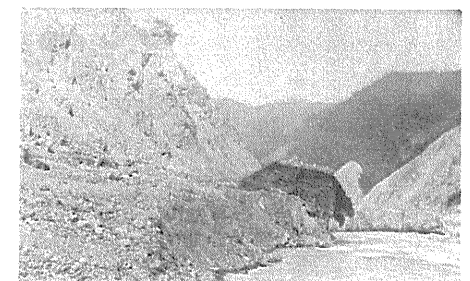
和食町の被害家屋



荒谷で軒下まで浸水した家屋



明治25年辰の水の記録
(百合神社棟の下張りから発見)



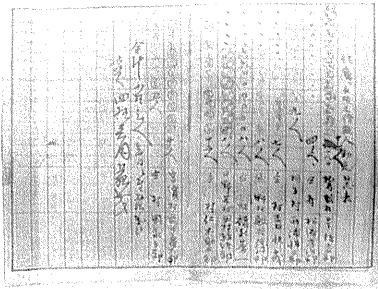
大戸村の状況

また、その湛水が崩壊土砂の堰をこえてものすごい洪水となり下流へころげ流れて鉢の瀬のまん中にすわり、後に筏や舟の運航の障害となったように、舟や筏の通路に障害ができたので、県が浚渫事業を起こした。つぎに記録をかかげる。

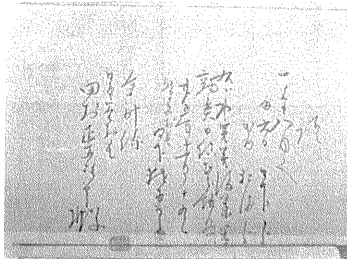
明治二十五年荒谷崩壊直後の記録

那賀川浚渫事業之分

宮浜村音谷釜ノ瀬から下流驚敷町百合琵琶ノ瀬迄の事業費合計金五、四二九円五〇銭
驚敷、延野、相生、日野谷、宮浜五か村の代表者が二十五年十一月六日から十七日迄の間に県庁へ出頭傍聴、出役簿がついている。この日当金五十銭から見て工事の規模をうかがうことができる。



県庁へ出頭および傍聴人勤怠日誌



水害善後策の運動費の証 一明治25年一

町東桑安太郎宅浸水四丈一尺被害多シ
明四五・十・二 第二暴風雨 大洪水
と記録されている。
以上のようにこの大洪水は当時大変な災害をもたらした。このため現在の人たちにいい伝えられていることを、参考にしたい。

西国三十三ヶ所と荒谷のつえ(崩壊)

秋葉山の登山道を少し行くと西への横道があり、道に沿って、石地蔵がたっている。道が荒れて、所々に地蔵は倒れたり、転げ落ちたりしている。悉地院の田中住職の話では、この地蔵は、お四国さんではなく西国三十三ヶ所をおまつりしてあるそうだ。
道の西の端に、やや広い平地があり樅の老木が茂っていて、ここに観音さんを、おまつりしてある。

明治末までは、この広場に五坪ほどのおこもり堂があった。明治二十五年の荒谷のつえ(水害)には、和食町近在の女、子どもたちは、このお堂に避難したといわれている。

8、厄の大正七年

『松浦芳太郎町長の日誌より……』

大正七年七月十一日、午前七時より増水、午後二時頃より減水せしも翌十二日午前四時三十分増水しはじめ同十一時十分那賀川増水三丈六尺に及べり、流失田八町歩、浸水三十五町

蛭子神社鳥居東側、楹九尺廻り、長さ十間地上四間以上より倒潰

八幡神社舞台、西側公孫木地上四間半以上より倒潰及鳥居倒れる、目通り五尺、長さ六間

八月二十九、三十日暴風雨により那賀川氾濫した。名高い大正七年の大洪水である。

一、救助金 三〇七円五五銭

救助金出願者(うち不認可六四名)

地区名	出願者	認可者
和食	八九人	七五人
西在	四一人	三七人
土佐	二七人	二四人
北地一区	一人	北地一人 田野三人
北地二区	一人	一人
百合	一人	一人
阿井	一人	一人
仁宇	四三人	二六人
小仁宇	九人	七人
八幡原	二三人	一人
合計	二九三人	二二九人

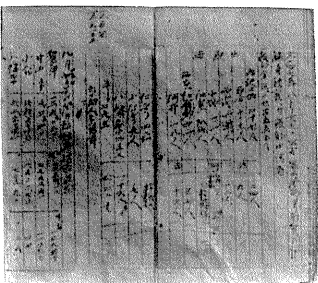
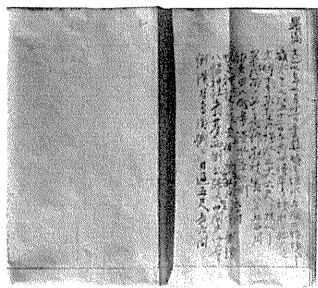
九月十三日暴風雨稲作被害反当

	反	備	計
和食郷	一三六、二二〇	四九五七、一一二	一一二九
中山上分	七二、〇四〇	二七九二、六一	一一二
北地	三六、六一三	一九三、四二	四四
八幡原	二二、六二一	七三九、九〇	二八
小仁宇	二、〇四〇	七三〇、三五	二九
仁宇	一九、五二七	六一六、三七	三一
阿井	三三、四二八	一四六六、二四	七九
百合	三〇、一〇六	一一三三、〇二	五四
中山下分	八六、〇二二	三五七六、〇一	一五五
百合谷	五六、四二七	一六〇、〇三	一〇七
計	五一四、〇二四	一九六二六、〇七	七六八

大正七年八月二十九、三十日大洪水により、荒地出願

	反	備	計
中山	田一五、〇〇九	五三五、一五	一五
北地	畑二〇七	二、二六	一
南川	畑三五、二〇四	九三、七一	四
八幡原	畑九、二二八	一〇八六、四二	二九
田野	田六、一一七	二七四五、六九	六七
土佐	畑八〇一	三、七四	二
小仁宇	畑四、七二〇	四四七〇、四九	九三
仁宇	畑五三、八二四	二二〇七、六六	二六
阿井	畑六、一一三	三六、五七	一七
百合	畑五、二二二	三六、〇〇	三
合計	畑三〇、〇一七	三〇二八、九四	八九
	畑三、〇一七	二八五、九三	四三
	畑九、三二五	一八九七、五一	七八
	畑二、六〇八	一九四、九九	一七
	畑三、八二五	一六三、七二	六
	畑六、六二五	一〇一八、六七	四九
	畑九、九二一	一一三、二四	二四
	畑一、二二九	三九六八、七〇	一八八
	畑二、六七二	一〇四、四八	三一
	畑三、四三二	六九、四八	二
	畑四、三三二	二二〇四九、七五	九二六

また六月から七月にかけて米備暴騰し富山県に起こった米騒動が全国に波及した年であった。また、八月にはシベリヤ出兵があった年で鷺敷町でもたいへんな年であった。河田貞吉の話によると七月の台風洪水は、夜半のことで本町は被害甚大、仁宇川辺の住宅および造船所倉庫と共にすべて



松浦町長当時の日誌の一部
(松浦文二 蔵)

流失し、和食町もほとんどの家屋は二階まで浸水し山本治平は、夜半ながら自分の持ち舟でたくさんの人を秋葉神社に渡した。その功により鷺敷警察署長から感謝状記念品を賜ったといわれる。
また、和食郷西在庵境内に大正七年八月出水の時、多くの人命を救助した岩端利三郎の墓がある。その墓には、

故岩端利三郎之墓

大正七年八月三十日那賀川筋大洪水に鷺敷町内浸水に避難の途を失い溺死せんとせし者数拾名を救助したる功績により知事より感状を賜ふ
大正八年七月十六日歿年四十六

那賀川運輸団建之

とみえている。

七月十一日 大水が出た。この時蛭子神社鳥居入口東の太木が倒れた。
八月二十九、三十日 大正七年の大水といわれる大洪水があった。

浸水家屋 三四一戸

避難した家 一〇戸

和食 四戸

和食郷 二戸

仁宇 四戸

五十六人収容

流失家屋 一七戸

倒壊家屋 六戸

被災者に対し中山傍示より炊き出しをして大八車で送って来た。その量は、つぎの通りである。

炊き出し 十四石六斗五升二合

此の代金五百八十四円八銭

塩、みそ代 二十二円五銭

計 六百七円十三銭

これは、戸数三五八戸 人口一五八九名の三日分であった。
十一月 感冒流行 和食小学校生徒五十八名、先生二名(一名死亡)

累計 九十三名

十一月十五日には累計患者 九十九名(阿井校死亡二名、中山校死亡五名)

学校関係がこれであるから一般町民も多くの人が感冒にかかった。

米の減収 水害にからなかった地区では七月、八月の暴風雨のため、稲はほとんど白穂となり(特に早生品種は皆無)大凶作となった。支那米といわれる米が入って来たのもこの時である。

以上のように、大正七(一九一八)年は、春は火事、夏は水、秋は食糧不足、冬にかけては感冒と忘れられない大変な年であった。

(二) 火 災

1、小仁宇の火災

明治三十五年旧正月十六日、小仁宇一区に大火災があった。

当時は、消防に対する設備は何もなく、各戸が茅葺と東より強風にあおられ、火の廻りが早く短時間で部落中央四つ辻より西へ、十四世帯が全焼、今田恒太郎と延秋蔵の建物は東への類焼を防ぐため犠牲となった。

三、四時間続いたものすごい火勢に罹災者は、煙と火熱に狼狽、失神状態で、なに一つ持ち出すことも出来ず、全焼となり、惨状は目も当てられず実に悲惨の極みであった。

焼跡には湯村要治、今川菊二郎の土蔵二つが残ったが、湯村要治の土蔵は夜半爆発焼失した。また酒倉ならびに製造清酒の全量と、今川菊二郎の醤油倉と製品の醤油はすべて焼失した。

幸いに昼間の火事であったので、人畜に被害はなかったが、この当時では大変まれな大火災で損害は甚大で見当もつかない位であったが、各方面よりの温かい援助と罹災者の復興意欲によって、二、三年で全戸瓦葺の居宅が建築された。

火事の原因は、子供の火遊びらしく罹災者は左記の十四軒であった。

川田一二、加治本清三郎、栗本延蔵、今代岩蔵、中村才太、栗本茂平、近藤直吉、今川菊次郎、近藤森蔵、福島種吉、元木弥三郎、延伊勢吉(北海道へ移住)、湯村要治、富永作太郎

2、細野焼 け

大正七年三月(旧二月中旬)細野焼けといわれる大きな山火事があった。阿南市細野の山より出火し折からの強風にあおられ火は峰から峰へと飛び、山上から山下へと焼け、驚敷との境貝塚の上まで焼け尽くし、木の

但地震ゆり申候間一時半(三時間)ゆり申候

祖 仙 書

当時の住持のものでおもしろいから原文のまま掲出したが、本町内でも同様であったと思われる。

今でも人心を寒からしめるは嘉永の大地震で天下一円のものであった。本町内の古老で当時を見聞したものを記すると、嘉永七年甲寅霜月四日朝四ツ時(午前十時)地震半時(一時間)ばかり西より東へ揺ること尋常一様ではなかったが、五日七ツ時(午前四時)一大地震揺出して西南の方より天は崩れ、地は割るかと思うような地鳴りが鳴出し胆をつぶした。

その日は大揺り小揺りが幾度もあって、山ざれ石飛んで火花を放ち煙が立ったように見受けた処もあった。それより毎日毎日揺り続けておられるので山藪等に小屋を掛け或は小高い処へ牛馬を連れて避難したものもあったが、中山だけは家から出る者は余りなかった。小便壺から小便がまげ出る。鶏が転げるような模様はしばしば見受けたという。和食土佐町などでは底端の瓦が飛びやら、仁宇の渡場など川水が飛び上がって、煙か霧かのように見受けられた。中山東蔵寺本堂前の石段は、この地震に揺られて狂うたのを天保三(一八三二)壬辰年九月に直した跡がある。大抵老男老女は「見ました恐ろしかった今でも、思い出したら身震いがします」と語ったという話である。この地震もその年末となって、まず揺り止んだ。凶事を忌んだ古例に則りその年極月を安政と改元した。それでこの地震を歴史上から安政の大地震というが、実は、嘉永七年にゆったものである。(旧町史より)

また元木精之介蔵「後世の鏡」なる記録につきのように書かれている。

嘉永七(一八五四)壬寅年十一月、日本全国ト多数日間地震起り、其四日、五日ハ特ニ甚シク山崩レ海湧キ地裂ケ際ル処トテアラザリキ、何レノ

葉の焼けたものや灰が中山、和食辺りまで一面に落下し、出火を防ぐため大騒動をした。

(三) 地震によるもの

仁和三(八八七)年七月三十日、五畿七道の諸国地大いに震う。(大日本地震資料)

正平十六(一二六一)年七月二十四日、南海道沖の大地震と海嘯で、海部郡雪の港(由岐?)の、七〇〇戸ごとく海に沈み、在所の男女牛馬犬雞海の藻屑となる。(大平記より)

天正十二(一五八四)年十一月二十九日蜂須賀入部の前年地大いに震い、年をこえても止まず地の裂けたる所あり。(阿波志)

文禄三(一五九四)年八月六日阿波国に大地震があり、その時お亀磯が陥没したが、後の安政の地震までは干潮時に礁頭が水上に見えたといわれ、そこにあつた寺社を他所へ移したといひ、福島の四所明神、八幡の潮見寺がそれだと伝えられている。

宝永二(一七〇五)年、那賀郡大地震津波あり。(那賀郡教育史)
寛政元(一七八九)年四月十六日夜九ツ大地震あり、石垣崩れ亀裂多し。(富岡町史・福井村史)

地震はこの近辺の古文書にみえたのは寛政元年四月の地震を古いものとして、隣郡勝浦郡福原村大字旭の黒松寺過去帳に、つぎのようにみえる。
寛政元己酉(一七八九)歳四月十六日夜九ツ時(真夜中)大地震ゆり、山々谷々崩れ、川水三日の間だ濁り流れ多く川ぶち、どて田地一円にわれ、水一日の間だ土路水吹き出し又かわらぶきいえ、くらとも多く乱る事つぶる事数知れず、神前石の鳥居を乱し寺々ラン塔は申に不及ば、先あらましの分記しおき候

地ヨリモ西南ノ方ニ当リテ、轟々ト鳴リ響キタリ人々皆我家産ヲ捨テ近隣相談リテ畑或ハ藪ノ中へ藪小屋ヲ造リ数日ノ食料ヲ備へ、日夜眠食ヲモ忘レテ神ヲ祈リ仏ヲ念ジテ数日ヲ送りタリキ、仁宇村龍山ノ東傍ニテ幅拾五間余リ崩レモ此時ニ崩レシ跡ナリキマタ海部郡牟岐浦下町上町辺ニテハ津波甚シキガタメ、家産ヲ失ヒタルモノ多シ、此時ノ震害ハ、江戸殊ニ甚シク死スルモノ十万人ナリキト地誌上ニ見ヘタリ

安政大地震の和食郷の情況(中谷博談)

安政元(一八五四)年十一月四日・五・六日の約三日間のことをお話し申し上げます。

村人たちは、農繁期の麦時きも終り、ひとくつろぎというところであつた。時間は、はつきり分りませんが、夕方、ドーンと音がしたかと思うと直ちにぐらぐらと揺れ動き、ガラガラといういろいろな道具類が揺れ落ちたぐらいたつたという。また小屋住居の者は住宅壁土がほとんど落ちてしまったということです。

屋根は草屋葺の家が多かつたので、三日三晩、時間をおいて揺り続き、その間大音響があり、何かと思ひ門先へ出て見ると太龍寺山北地在所山の観音瀧あたりで大岩石が地震のため揺り出され、谷間に転げ落ちたので石と岩の衝突でピカピカと雷の如く光が出たといわれ、北地から太龍寺への登り口に大きな岩があるが、それが安政地震の時の落石といわれ、平水の澄んだ時は、水際でよく見えます。

また谷はしばらくの間、赤濁りになり飲料水に困つたと書いております。

大正十一(一九二二)年九月一日 関東大震災、徳島市震度四

(四) 旱害、冷害、虫害によるもの

応永十三(一四二四)年 飢から起る疫人多く、往々村を上げて無人となった所ありと(阿波志)
 宝永七(二七〇〇)年 大旱飢饉
 正徳元(二七一〇)年 那賀郡大饑饉
 享保二(二七二七)年 那賀郡日での害を受く
 享保三(二七三八)年 阿波国大旱
 享保九(二七二四)年 大旱御地高十一万六千三百三十石余御損耗 (家記)
 享保十一(一七二六)年 夏大旱、且蝗傷禾九万六千九十石(阿波志)
 享保十七(一七三二)年九月 西国、四国大蝗禾え近世の三大飢饉の一
 寛政六(二七九四)年 大旱
 文化三(二八〇六)年 旱害
 文化十(二八一三)年 夏旱ばつ
 文政六(二八二三年) 当夏御国旱魃稲痛並秋虫害御地高七万五千八百五十五石余御損耗
 文政七(二八二四)年 旱害
 天保三(二八三二)年 旱害
 天保六年 夏秋の頃霖雨甚だしく、二百十日は東の風大いに吹き荒れ、後になって西風となり吹き返えし、そのため稲毛全部白穂となる。翌七年もまた凶作で天下大いに困憊すと。
 天保八(二八三七)年 洪水の上に蝗害重なる。
 天保十二(二八四一)年 山城谷の百姓一揆、越境逃散、大塩平八郎の乱など前後して起こり米価は急暴騰をした。この年の大旱害も拍車をか

露と消えるのである。こう考えてくると米相場は、阿波にも大いに影響していることがわかる。

米価の動きと事件

	徳川将軍在職表	西暦	米価一石(銀)	事 件
幕藩制確立	1 家康 1603-1605	1603	銀 10匁	島原の乱
	2 秀忠 1605-1623	1605	〃 20匁	
	3 家光 1623-1651	1623	〃 30匁	
元 禄 期	4 家綱 1651-1680	1651 (延宝) (元禄) (宝永)	40~50匁	四十七士討入り 阿波十郎兵衛処刑
	5 綱吉 1680-1709		60匁	
	6 家宣 1709-1712		70匁	
	7 家継 1713-1716		150匁	
享 保 改 革	8 吉宗 1716-1745	(享保元) (〃 12~13) (〃 14) (〃 17) (寛保) (天明3)	67匁	吉宗=米将軍
	9 家重 1745-1760		37~8匁	
	10 家治 1760-1786		28~9匁	
	11 家斉 1787-1837		70~90匁 65~73匁 200匁	
開 国 期	12 家慶 1837-1853	(天保8)	250~300匁	大塩平八郎の乱
	13 家定 1853-1866			
	14 家茂 1858-1866			
	15 慶喜 1866-1867			

米将軍といわれる吉宗将軍の享保期は六十七匁となり、やや高下はあるものの、十一代家斉のとき天明三(一七八三)年の飢饉となり、米は二百匁となり未曾有の餓死者を出した。そのとき、阿波国海部郡穴喰浦の山分、塩深村で村人が出奔する事件がおこった。その時の古文書には、
 恐れながら願ひあげ奉る寛

一、海部郡塩深村の儀、年来困窮つかまつり度々御救い等おせつけさ

けた。
 嘉永五(一八五二)年 大旱数月に及び、野に緑色なく、草木枯死せんとした。翌六(一八五三)年には五月より九十日間雨が降らず飲料水にも事欠いだ。

文久三(一八六三)年、稲毛に大虫害で大凶年となり、この年より前後七年虫害を被る。そしてこれ等は天保の大飢饉の地盤をつくった。

本町とても度重なる暴風雨、洪水、旱害、虫害の被害は例外ではない。未だこの上に冷害を受け易く、傾斜地も多いので保水力が弱く、旱害は受け易い。加うるに交通不便の時代であり、他町村からの救恤も思うにまかせなかつたので想像以上のものが考えられる。つぎに旧町史の記述にあつたものを記す。

天保前後の大飢饉

天明年度の大飢饉は、天下広く各地で飢死者が続出した。出羽の庄内鶴岡へ入り込んだ乞食群を、鈴木今右衛門夫婦と小女が、手道具、頭の飾とする櫛笄や衣類まで売り払って救助した博愛慈善の修身談はその当時のこともならだれでも知っていた話であった。

徳川十五代の動きを別表のようにつくり、米価をみていくと、草創には米一石が銀十匁であったものが、三代家光のころには三倍の銀三十匁になつており、この時に島原の乱が起こっている。また四代家綱のころ四く五十匁していたものが、延宝、元禄、宝永と六十く百五十匁とあがつていく。この間、四十七士の討ち入りがあり、阿波では十郎兵衛の事件が起こる。

当時、阿波国では藍と塩に力をいれ、お米が不足していたわけて他国移入米にたよっていたが、移入米をめぐり藩と幕府の板ばさみとなり十郎兵衛は罪状も明らかにされず元禄十一(一六九八)年十一月二十一日刑場の

せられ御影をもつて百姓共、渡世つかまつる村柄にてござ候ところ去る天明三(一七八三) 卯年九月、御米代上納ごくく難渋つかまつりあり候ところ百姓共のうち頭八人、御売附米代ならびにその年の御年貢、年符米返上米とも引き負い出奔つかまつり候につき御注進申しあげ候ところ行衛あいたずね候ようにおせつけさせられ候、御国中ならびに土州表まであいたずね候得ともかく行衛ござなく(下略)とあり、百姓が土佐領へ入つたのである。藩の役人は、その注進に接しあわてて残りの百姓を慰留したのでおさまつたが、世に塩深村の逃散といわれる。

天明のつぎの年号は寛政であるが、その末に寛政と改元なつて「天めい(天命と天明の語呂)は食うや食わずに八九年、もうこれからはくわんせい(注・寛政を食わんせの語呂とした)なり」という落首があつたという。

その後四十余年を過ぎて阿波藩民を苦しめた天保年度の大飢饉は、昆虫学の研究から「ツマグロヨコバへ」の発生した作用であつたといわれる。当時玄米相場が三百匁に暴騰したので、普通の家々は麦も食えずに、米糠麦糠までも食ひ尽くして、木の実、草の根までも奪ひ合つて食べた。その結果は青草まで路傍に一茎もなくなつて、遂には古延までに喰いついて飢死する者もあつたほどである。和食で大正末期に八十四歳の高齢者原井為吉翁の父母に聞いたはなしによると、「徳島から飢饉の模様を調べに来た奉行が、和食村のある貧家に入り込んで見分したところ、骨と皮とで青透いた一人の老人が飢に逼つているのを見て弁当を食べと指し出したら御辞退申すという。そしてとても生される身では御座らんと、さめざめ涙に暮れるので、奥にはいつて見分すると、その女房や若夫婦その子供まで何人も板座の上に入り乱れて飢死していた。それで奉行がようすを尋ねると、

食う物のあるうちは膳椀までも薪に焚いて食いましたが、もうかないません」と語ったという。この一大悲劇をおこした原因は天保六（一八三五）

未年の秋、風雨のために稲作が被害をうけ大凶作となったことである。窮民等は銀子を上から拝借してその場をしのいだ。このことは世人に多く忘れられ、天保の飢饉といえは同暦七、八年と、うのみされているが、

天保六年十一月
十年賦拝借割符面附帳

（勘田寧夫蔵）

当年稲作風雨に而殊之外凶作仕候処此度御慈悲を以十ヶ年賦拝借被仰付難有仕合奉存候然上は来申九月迄来巳九月切少しも無滞年々返上可奉仕候依而左之通名印相居エ拝借奉仕処相違無御座候 以上

天保六未年十一月

一 銀札壹貫百目 内 割 賦 与 兵 衛 ④
百合村 一同九匁 三 平 ④
一同拾五匁 一同拾匁 重 吉 ④
一同拾匁 一同拾三匁 長 次 郎 ④

（五人中略）

一同式拾四匁 岩 代 文 平 ④

（三十六人下略）

以上は百合一村の記録であるが、このほか各地も同様で翌申の七年には五穀がますます欠乏して銭を持って也容易に買う事ができなかつた。同八年丁酉夏の相場では新麦の打崩しが百六拾五匁、皮着のままの大麦が百六拾匁、裸麦なら百八、九十目、芋の出柄や榎の実までも高価となった。それに山稼ぎをする者は老匁をもうけるには僅なら二十貫、雑木なら二十五

貫をこしらえなかつたら、日役にならなかつた。

当時は老匁が十六貫であつたのが、五十貫となつたので苦しめられた。こうして多くの飢人を出したもよう、つぎの帳面からも想像されるところである。

天保八四年正月那賀郡百合村極々難波人共飢御手当奉願上帳

（勘田寧夫蔵）

居屋敷四十五番 成五升四合四勺

極々 一 壹家 □ 次 歳五十七

壹人 □ 次妻 さ □ 同五十七

壹人 □ 同人子 □ 吉 同十七

壹人 □ 同人同娘 と □ 同十五

同 四人 （中略）

極々 田島六百三拾九步成九斗三升九合式勺

一 壹家 御蔵先規奉行 河 □ 政之助 歳三十五

（中略）

合 八人 （中略）

家敷式拾壹坪 人数合百拾八人

右者当村至極困窮仕候者共飢にも相及候様相見へ申候に付帳面に相認飢御手当当年恐奉願上候 以上

天保八四年正月

那賀郡百合村庄屋 勘 田 倍 蔵 ④

海部那賀御郡代様御手代

足 立 富之助殿

庄 野 喜平太殿

右の帳面には黄紙と白紙と兩種の附箋でつぎのように記されてある。

（紙）

（符箋）家敷合式拾壹軒 内四拾三人 極々 役員

此米式石五斗八升 同七拾五人 同役外 同米式石式斗五升

米四石八斗三升 代六百式拾七匁九分

（同白紙）

家敷合式拾壹軒 人数合百拾八人

内四十三人 極々役員 此米六斗四升五合

同七拾五人 同役外 同五年六升式合五勺 〆 壹石式斗七合五勺

□ 代百五拾六匁九分八厘 十五日積

当時救助を受けたのは右の書面に見えた百合ばかりでなくて、他にもまた大小異であつた。原井為吉翁の話されたことと対照して思いやられるものである。

第六節 丹生の考察

（一）阿波、讃岐の丹生

驚敷町は、その所属沿革をみるに丹生の二字をはなれて考えられることができない。そこで、「丹生の研究（松田寿男著昭和四十五年十一月十五日）」から、阿波、讃岐の丹生を掲載参照させていただき考察をすすめた。

阿波、讃岐の丹生

瀬戸内の海は、古代日本の動脈であつた。北九州の諸港を、日本の正門とし、ここから表玄関とも見られる難波の津へ、さらに表座敷に見たてられる奈良盆地や京都盆地へと届く本筋は実にこの海を走っていた。

山陽道にいくつか見出された丹生や、丹生神社、ないしはそれらに関連

した地点は、たいていこの海を背景として成立していたと認められるが、

そのように南海道もまた、瀬戸内海をもつて中央に結び、また中央部からは紀伊や淡路を踏台として四国の島へと移民が流れ、文化が送り出されていた。そのうえに四国の島は、そのやや北寄りに中央構造線を貫通させ、そのメデイアンラインに沿って点々と水銀鉱床が見られることは、明治末年からすでに鉱床学者に注目されていた。もちろんこの地質上の重要な一線は、豊後水道を渡つて九州の島をも東西に貫いている。

讃岐、阿波また土佐に丹生の郷があつたことは、水銀鉱床の在り方からしても、むしろ当然と受け取られるであろう。以下に「平家物語」の丹生屋、佐藤信景や信測が阿波山中に指摘した丹生谷、さらに「倭名抄」に伝えられている土佐の丹生の三地点に問題をしばつて、その大略をうかがつてみよう。

まず「平家物語」の丹生屋は、現在では国鉄高德線の一寒駅の丹生にその名を記念されているにすぎない。それはこの駅ができたころ、この土地が丹生村と称していたからである。この村は江戸時代には丹生野郷とも表示され、その一部に丹生山という名もあつた。

参考資料として、丹生社等の日本各地にあるものをあげると、

- 丹生社（群馬・富岡市、二社あり）
- 丹生社（群馬・多野郡鬼石町）
- 丹生社（大頭電社、群馬・北群馬郡）
- 丹生社（群馬・多野郡、五社あり）
- 丹生社（武蔵風土記の二〇社、今なし）
- 丹生社（静岡・袋井市）
- 小丹生社（新潟・三島郡、今なし）
- 越敷社（新潟・佐渡郡）
- 丹生社（福井・丹生郡）
- 丹生社（少名彦名社、福井・武生市）
- 丹生社（白山神社、福井・敦賀市）
- 丹生社（賀茂社、福井・三方郡、二社あり）

第三節 災 害

(一) 室 戸 台 風

昭和九（一九三四）年九月二十一日午前五時頃、高知県安芸郡奈半利町に上陸した台風で、最低気圧六八四弱、最大風速四十五ノットという世界最大級の台風といわれた。

雨量は、四国地方は一般に一〇〇ミリから二〇〇ミリであったが最も多いところでは、四〇〇ミリから五〇〇ミリに達したと記録されている。

当時殊に問題となったのは、大阪その他で、学校が倒壊し、児童の死傷者が相当数に出たほか、神社仏閣、国宝級の建物の倒壊等も多く悲惨な状態であったといわれるが、幸いにして鷺敷町の事務報告の中には、被害の報告がなされていない。

昭和九年度末の予算書には、林道災害復旧費としてわずかに一七〇円が追加されているだけで、本町には大きな被害がなかったものと思われる。

(二) 南 海 地 震

昭和二十一（一九四六）年十二月二十一日午前四時過ぎ、潮岬南南西七十八度沖合いを震源地としたいわゆる南海地震に夢破られた。

町民のほとんどが屋外に飛び出し、島や竹藪などで夜を明かした。震度五といわれている。

幸い町内には、人畜に被害もなく火災の発生もみなかったが、一部、屋根瓦の落ちた家は数知れずあり、また、道路等の欠損もあった。しかし、橋町や、海部沿岸地方では、地震後の津波が猛威をふるい、死者、行方不明者を出し、家を波にさらわれ、あるいはこわされ、その惨状は、この

ほかであったといわれている。
鷺敷町では早速義援金品を集め、橋町や海部沿岸地へ贈った。
その品物、数量等は次のとおり事務報告に書かれている。

震災地方応急救援状況

救 援 内 容	実 施 日	物 資 名	数 量	救 援 先	附 記
食 糧 救 援	21.12.23	そ菜甘藷	九六二貫	海部地方沿岸	車輸送
食 糧 救 援	21.12.27	〃	七八八貫	橋町	〃
応 急 寝 具 材	21.12.28	稲 藪	九七〇貫	海部地方沿岸	〃
道 路 堤 防 復 旧 資 材	21.12.27	空 俵	四八一枚	橋町	〃
義 援 金	21.12.25	現 金	一七、三三〇円	徳島県震災対策本部	納 入

(三) デラ台風、ジュディス台風

昭和二十四（一九四九）年六月二十日、九州地方に上陸した台風で、鷺敷町では、大雨が続き那賀川では、約七割増水し、田畑の冠水三十七町歩、道路欠損九か所、橋の流されたもの一、非住家三棟流失し、災害救助法が発動されたとの記録が残されている。

なお、この年八月十五日から十九日にかけてジュディス台風も来襲し、この二つの台風で災害復旧費として、デラ台風関係で三二六千円、ジュディス台風で、二九四千円が、予算化されている。

(四) シェーン台風

昭和二十五（一九五〇）年九月三日、四国及び近畿地方に大きな被害を与えた台風で、鷺敷町では戦後二回目の災害救助法適用を受けた大きな災害であった。

当時、町長から那賀地方事務所長に報告した厚生関係の被害報告による

- と、
 - 一、流失家屋 二世帯 五人
 - 二、全壊家屋 二世帯 九人
 - 三、床上浸水 一―三世帯 五四五人
 - 四、半 壊 二七世帯 一〇四人
 - 五、床下浸水 四〇三世帯 一、五二六人
- とされており、那賀川は勿論、町内の各河川や支流がすべて氾濫し、あるいは山際の排水の悪い地域など全町にわたって水害を蒙った。中山谷川に架けられていた橋は全部流失し、唐杉谷では、農家の牛が牛舎とともに流されて死ぬなど思わぬ大きな災害であった。



昭和25年のジェーン台風の被災状況（驚敷東町）

この災害に対して災害救助法による救助費、一九、四三六円が交付されたほか、御下賜金及び他府県からの義援金による見舞金として、五、九七八円二〇銭が支給され、さらに救援物資として衣料品や日用品など総計二、八二五点にのぼる支給があったほか、外国からの救援物資、ケア（ブラジル在留邦人によって組織せられている日本戦災同胞救済会の厚意による物資）や、ララ物資（アジアの生活困窮者救済の目的で結成された米国の民間奉仕団からの厚意による物資）の衣料品等も支給されている。

また、災害復旧のための町予算をみると、昭和二十六年年度総予算二四、〇

四四、八二一円中、一三、六三五、五五二円と実に五八・五％を占め、昭和二十七年年度についても、予算総額二七、六〇五、四六二円中災害復旧費が一〇、七六九、四一八円で三九・〇％を占めていることから災害の大きさがうかがえる。

(五) キジャ台風

昭和二十五（一九五〇）年九月十三日、先のジェーン台風のすぐ後にきた台風で、驚敷町では、ジェーン台風によって受けた災害に追い打ちをかけられ、道路、農用施設等の被害が倍加され、ジェーン台風の災害とともに、その災害復旧に、七年余の歳月を要したものである。

(六) 第二室戸台風

昭和三十六（一九六一）年九月十六日午前九時過ぎ、室戸岬の西方に上陸、北東に進み、正午には、淡路島の南西部を通過して午後一時過ぎ神戸と大阪の間に上陸した。

台風の規模、経路等が、昭和九年の室戸台風と非常に似ていたことから、第二室戸台風と名付けられた。

丹生谷山間部では、十四日から雨が続き、那賀川が増水し、東町付近では消防団が警戒に出動、避難準備をしていたが民家への浸水は床下三戸にとどまった。

しかし、農作物に与えた被害は大きく、特に稲の取り入れ時期であったため、把手にかけてあった稲束や、藁束を流失した。

昭和三十六年の事務報告によると「稲束を流した面積、六町四反二畝、藁束を流した面積六町七反三畝、このうち、那賀川町から稲束六一一束、約四斗回収の連絡により、共済組合および農協の協力を得て流失農家に

分配、那賀川町には、拾得謝礼として三、七一五円を町費で支弁した」とあり、また、米の予約収量一、六三三俵が、台風で減収したので三五三俵を減して貰って一、二八〇俵になったとの記録がある。

また、この台風や、三十六年中に降った集中豪雨等によって、農業用水路や、耕地の小災害が多く、その災害復旧工事として、水路二一五か所一六二万円、林道二か所一七万円、の災害復旧を実施した。

(七) 昭和四十年災害

昭和四十（一九六五）年は、昭和三十六年につぐ災害の年で、九月十日の二十三号台風、続いて九月十七日の二十四号台風、また、この二つの台風の間集中豪雨があり、農業用水路や農地に災害を受け、激甚災害法の指定を受けた。

土木関係の災害復旧工事は、二か所で三八六千円、農地では三〇件で一、六六七千円、農業用水路等三十八件で二、三二四千円の工事を要した。

昭和四十年九月十五日調べの被害調査集計表によると、次のとおりになっている。

- ① 人的被害 軽傷 一名
- ② 家屋の被害
 - 全 壊 非住家 一
 - 半 壊 非住家 三
 - 一部破損 住家 四 非住家 三
 - 床上浸水 住家 四 非住家 一
 - 床下浸水 住家 五三 非住家 三
- ③ 農地および施設の被害

農 地	四四件	四、一三七千円
農用施設	四件	一、一五〇千円
河 川	一七件	八、二四八千円
林 道	三件	九〇〇千円
町 道	五件	二六〇千円
学 校	四件	一四七千円
公共建物	四件	七二千円
計	八一件	一四、九一四千円
農作物および家畜		
水 稲	冠 水	三五〇畝
	倒 伏	四〇畝
柑 橘		風（旱）害 五〇畝
		三、四〇〇千円
柿、くり		三〇〇千円
その他		八、八〇〇千円

また、この年は、水稲作付の直後から異常な干害に見舞われ、町内のいたるところでポンプ給水を行うなど、農家の苦勞は大変であったにもかかわらず、収穫前に、前記台風と豪雨によって、農作物に与えた被害が大きくなり、特に県南地方の農家では、各地で農民大会が開かれ、共済金の早期支払いが叫ばれ、関係機関や、国会議員に再三陳情し、ようやくこれが認められ、驚敷町でも、十一月末に第一回概算払い、同十二月末に第二回概算払い、翌昭和四十一年四月に精算払いがなされ、その共済金の総額は、四、六六三、二八五円で引受共済金に対する比率は、四〇・六％であった。

また、干害対策事業として、揚水ポンプ等の購入に対し、国、県、あるいは町が補助金を出したが、その状況は次のとおりであった。

干害対策事業としての補助金支出状況

区分	対象者数	補助率	事業費	補助金	備考
国庫	二八名	二五%	三、七五〇、〇〇〇円	五五〇、〇〇〇円	事業費五万円以上のもの
県費	一六名	二〇%	四、〇〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	事業費一万円以上のもの
町費	九八名	五〇%	三、三三三、三三三円	一、六六六、六六六円	燃料費の補助
計	一四二名		一、一〇六、六六六円	二、〇一六、六六六円	

(八) 剣山地震

昭和三十(一九五五)年七月二十七日午前十時二十分頃かなり強い地震が起こった。

当時の徳島新聞の報道によると、七月二十七日午前十時二十一分頃、県南那賀川上流を震源地とするかなり強い地震が、中、四国および近畿各県に起こり、徳島測候所では、午前十一時一地震四、初期微動時間六秒、総震動約十五分、最大震幅八千五百ミクロンの中震で、震源地は、剣山周辺の那賀川上流附近とみられる」と発表した。

これは県下では、昭和二十一年十二月の南海地震につぐ九年ぶりのもので四国南陸地震としては最大級、地震による被害は本県が最もひどく、とくに震源地に近い那賀郡宮浜村で山崩れ、落石のため土工一名が死亡、九名が重傷を負ったほか、各地に道路き裂つ、山崩れ、落石があり、かなりの被害があつて交通は寸断された。とある。

(九) 昭和四十三年の雪害

昭和四十三(一九六八)年二月十五日、大雪が降った。細い電線の上にはさえない〇センチから一五センチ位の雪が積もり、到るところで電線が切れたほどであった。

この大雪で植林にも雪折れの大きな被害がでた。木材ブームといわれた昭和二十八年頃から植え付けられた十年生から十五年生位の木が最も大きい被害を受けた。

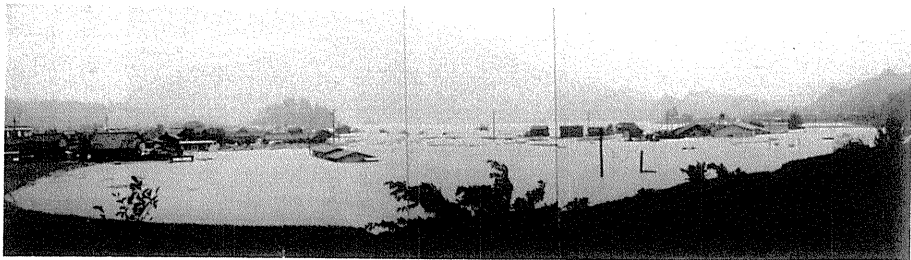
昭和四十二年度の驚敷町事務報告によると、天災による損失額は三、〇四〇万円であり被害者は五十五名(僅かな被害を受けた者を除く。)となっており、このうち天災融資法の適用を受け資金を借りた者は四十一名で、融資を受けた総額は五三万四千円と記録されている。(森林組合調べ)

(十) 昭和四十六年台風二十三号

昭和四十六(一九七一)年八月三十日、四国地方を直撃した台風二十三号は、本町にとっては異常な水害であつて、その状況は別表の台風に関する記録や、新聞記事、写真等でわかるように非常に特異なものであつた。出水と同時に、避難所の設置や、救援のため、消防団、警察署員、役場職員、婦人会の活動が始まった。

特に東町付近には、製材所の木材が流れ出しその木材の間を縫つて、舟で救出される人たちが、一時はまるで戦場を思わせる混乱であつた。不幸中の幸いといえることは、夕方までまだ明るかつたため人身事故が少なかったが、もし夜間のしかも停電した暗闇であればと思うと身ぶるいがした。

水が退いた後には、国道にまで木材とゴミ等が山積みになつており、山崩れや、道路の欠損箇所が、あちこちにみられた。



昭和46年8月30日の23号台風の状況

午後九時、役場に全職員が集まり、救済対策本部を置き、衛生班、給水班、配給班、消防班、調査班を組織して、直ちに活動を開始した。

翌三十一日、早朝から議会全員協議会を開いて救済対策を検討、緊急に臨時議会に切り換えて、災害対策特別委員会を設置した。

委員長 河田 常雄
委員 広瀬 幸雄、原井 一徳、安福 康弘、徳永 隼一

を選び、とりあえず見舞金として、床上浸水の家庭に対しては、一戸五、〇〇〇円、床下浸水の家庭には一戸二、〇〇〇円、製材所その他非住家には、二、〇〇〇円の割で支出することを決めたほか、あとの対策について協議していたが、午後二時になって、県から井上厚生部長のほか、企業局、河川課から県職員十数人が来町、井上厚生部長が、本省へ電話連絡をした結果、午後四時、驚敷町に災害救助法が、発動された。

一方、消防団、婦人会、勤労奉仕の人々や、役場の職員等は、午後六時から、それぞれの立場で活動を開始した。

井戸の水替え、給水、便所の汲みとり、消毒、炊き出し、清掃、町内外の大勢の人たちが、汗と泥にまみれて作業を続けた。

後片づけは、三日や四日では終わらなかつた。誰いうとなく、「今度の水害は、天災でなく人災だ」という声が出て、被災者の怒りは、日増しに強くなつた。

九月一日には、武市知事以下関係部課長等、約三十人が、現地調査にきた。その後つぎつぎと、県会議員や、代議士が現地調査にみえた。

九月四日 被災者が集まり、「ダム人災同盟」が結成された。

この日、一応の救援活動は終了した。

九月五日 驚敷町災害対策特別委員会で陳情書を作成し、町長、議長が署名して、知事を始め、関係部、局、課長のほか、県議会にも発送した。

九月六日 町長、議会、被災者、一行二二〇名は、貸切バス二台に分乗して県へ陳情した。

九月八日 驚敷町と同じ状況の被害を受けた阿南市加茂谷町なども同様な事情で、阿南市議会に災害対策特別委員会が設けられていたので、同夜、驚敷町において阿南市と合同の委員会を開催し、両市町が緊密な連絡をとりつつ対策を講ずることを約し、その後、数回会合を重ねた。

一方、県や、県議会においても、行政ベースにおける災害復旧対策や、制度金融、天災融資法の適用等に力を入れたほか、被災者の見舞金問題について協議が続けられていた。

十月に入り、県は、阿南市と驚敷町にそれぞれ一千万円の見舞金支出を決め、二日正午前、三河出納長が持参したが、これは、住宅に被害を受けた家庭に対する見舞金で、商工農林関係の被害者に対する見舞いが含まれていなかつたことから、商工、農林関係の結論がでるまでは受け取ることができないとして、町の金庫へ預かるということになつた。

別表① 23号台風に関する記録

月日	時刻	徳島気象台	降雨量			長安口ダム			川口ダム			驚敷町の状況
			日	早	長安口	流入量	放流量	発電量	流入量	放流量	発電量	
8.28		波浪注意報										
8.29	9.20	風雨、波浪注意報										
	18.30	大雨、波浪、強風注意報										
8.30	3.40	暴風雨、波浪、高潮警報、洪水注意報	1時 182mm	1時 23mm	1時 86.4	-	60.0	-	-	-		
	10.00		376	81	487.6	-	60.0	77.1	-	70.0	11.00 放流の警報車来町	
	12.00		474	154	1,338.4	-	60.0	94.6	17.5	70.0		
	13.00		511	198	1,794.5	614.5	60.0	286.8	236.1	70.0	14.00 町対策本部設置	
	14.00	20分 暴風雨波浪高潮洪水警報	571	258	2,406.8	2,335.0	60.0	2,004.1	1,934.2	70.0	14.30 川口橋浸水	
	15.00		598	336	3,160.3	3,090.8	60.0	3,331.9	3,456.6	70.0	14.40 消防団出動命令 東町避難命令	
	16.00		630	386	4,068.7	4,368.3	60.0	4,837.5	5,023.8	70.0	16.30 小川橋浸水救援活動開始	
	17.00		652	431	4,388.9	4,585.4	60.0	6,707.8	6,604.8	70.0	17.00 東町四つ辻浸水	
	18.00		668	457	3,949.2	4,117.2	60.0	6,482.8	6,412.8	70.0	18.20 最高水位 驚敷警察署床上浸水92cm 世帯床下浸水36cm	
	19.00		681	476	3,348.8	3,345.8	60.0	5,490.2	5,495.4	70.0	20.30 小川橋現わる	
	20.00		694	488	2,758.4	2,618.6	60.0	4,826.4	4,859.6	70.0	21.00 救援対策会議	
21.00		705	493	2,348.6	2,288.6	60.0	3,784.6	3,560.0	70.0			
8.31	0.30	波浪警報、風雨洪水注意報			2時(30日) 1,609.6						9.00 議会全員協議会対策本部設置	
9.1	7.50	解除										



災害対策本部の設置とその活動(昭和46年8月31日)



県庁への陳情団(9月6日)



被災者訴訟団



昭和46年23号台風跡を調査する裁判官の現地検証

昭和四十六年八月三十日、室戸岬に上陸した二十三号台風は、同日午前八時頃より徳島県南部地方に豪雨をもたらし、那賀川上流では最大時間雨量九〇mmを超える降雨があり、下流の当町では、和食東町を中心に大正七年の大洪水以来の大洪水を蒙った。

町当局は直ちに県当局に災害救助法の適用を要請し、被災者の救助を開始した。泥海と化した東町一帯や、馬場、仁宇の低地帯は消防団等が総動員で復旧に努めたが、惨状は目を覆うものがあった。

当時、水が増し始めたのは三十日の午後三時頃よりで、午後六時二十分のピークには、驚敷警察署の前庭まで浸水したが、その後、急速に減水し、午後八時三十分頃には小川橋が現われる程の速さで、出水の状況が異状であったため、ダムの無謀放水による鉄砲水だとの疑いが強まり、工場、家屋、家畜、農作物等に大きな被害を蒙った数百名が被災者対策協議会を公民館で開き、三木憲男を議長に選び、「ダム人災同盟」を結成し、県当局に損害補償とダム操作規則の改正を要求することになり、同年十月十五日には県庁に二百余名が全員白鉢まき、筵旗を押し立て、知事に面会を求め、廊下に座りこみ、加茂谷町の被災者百五十名と合流し、一時は県庁内の業務もどここる程の大騒動になり、県議会で

(資料①)

二十三号台風による水害と水害訴訟

なお、こうした動きのなかで、被災者は後述のように、訴訟をつづけているがまだ結審がでない。県は、テレメーターの設置や、ダム操作規則の改正などを行い、放水に万全の注意を払っているほか、田野付近の河川改修が行われ、築堤の計画も進められている。

- ①世帯更生資金貸付 一二件 三三〇万円
- ②商工資金貸付 三一件 三、五一〇万円
- ③天災融資 五三件 一、四〇〇万円

この災害によって

また、農業関係については、別に農民部会が設置され、会長・岡本勘次郎、副会長・岩代豊、河田義夫、ほか役員十八名が各地区から選任され、農業被害集計や、対策について会合が重ねられ、小災害の復旧事業、天災融資に対する利子補給、水稲その他農作物被害に対しての補助を受けることになった。

十月十四日、十二名の配分委員が選ばれ、委員長に青木梅太郎、副委員長に入谷保雄、朝井徳一が選任され、配分方法、資料のとりまとめ等について協議、その会合を開くこと八回、浸水の水位に応じてランクを定め、その上にいろいろな条件を加味して、最高二十万円、最低五千元として十一月一日に配分を終わった。

③配分は、配分委員を選出して適正に配分する。ということで見舞金を受けとることになったので、町長は河田災害対策特別委員長とともに県庁を訪れ、県厚生部長にこの旨を伝えた。

も緊急会議を開き、各党、会派共同で被災者の陳情を受け入れ、県当局は見舞金として家屋浸水の被災者に一千万円を支給、農商工業者には天災融資法を適用して六千万円を貸付することに決定、ダム人災同盟では分配委員を選出、最高二十万円、最低一万円の十階級に分類し、配分した。また農業関係の被災者も別に二百万円を受給、農民部役員の岡本勘次郎、河田義夫がそれぞれの被害の実状に応じて配分した。

しかし、二十三号台風の水害原因について県当局は「ダム操作による災害ではなく、古屋谷川等の集中豪雨が原因であり、自然現象によるもの

ある」との主張を変えず責任を回避したため、流出した原木等で巨額な被害を蒙った製材業者や家屋浸水で痛手を負った者が水害原因の調査を日本科学者会議に依頼し、東京大学の山崎名誉教授や国土問題研究所の木村京都教育大学教授等が数次にわたって調査した結果、水害の原因はダムを企業本位に作動したことにあるとの結論を得て、三木憲男、中川義治等五名が被災者を代表して武市知事と田中長安口ダム所長を昭和四十七年九月五日「溢水罪」で告訴したが一年後に証拠不十分で不起訴処分になったが被災者の中で被害の特に大きかった六十四名が損害賠償の民事訴訟を徳島地

別表② 被害の状況

区分	被害の状況		被害額		
軽傷者	5人		円		
住家	床上浸水	92世帯 312人	家具衣料	17,666,000	
	床下浸水	36世帯 139人	商品その他	35,866,000	
	計	128世帯 451人		26,272,000	
非住家	全壊	1棟 45㎡	木材流失その他		
	その他	9棟 製材その他浸水		36,279,000	
	計	10棟		36,279,000	
公共施設	半壊	1棟	公民館、便所、プール外浸水		
	その他	3棟		3,900,000	
	計	4棟		3,900,000	
農業被害	農作物	104ha			
	田	流失埋没	9ha	水稲	11,400,000
		冠水	20ha	そ菜	5,200,000
	畑	流失埋没	5ha	果樹	12,400,000
		冠水	20ha	園芸作物	450,000
	共同利用施設	18ヶ所	その他	1,550,000	
	計			31,000,000	
林産物被害				2,100,000	
畜産物被害				2,700,000	
水産物被害				4,200,000	
農林水産施設				9,000,000	
その他				1,500,000	
公共土木施設				8,300,000	
総計				178,783,000	

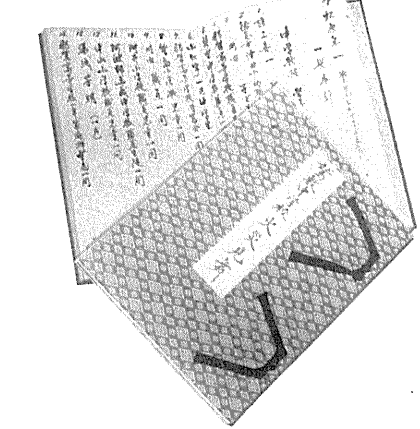
(その他応急救助費等 4,000,000円)

別表③ 過去の台風と雨量の比較

台風名	年月日	雨量				摘要
		日野谷	坂州	木頭	計	
第2室戸台風	36年9月14日	30	303	661	994	稲束流失6町 床下3戸
	15日	322	299	394	1,015	
	16日	88	104	105	297	
9号台風	38年8月8日	109	164	187	460	床下2戸
	9日	157	264	512	933	
	10日	83	73	99	255	
23号台風	46年8月29日	不詳	495	639	1,134	床上92戸
	30日					床下36戸

までに堤防を築き、五十一年までに同署の管理区域である同市吉井町で十
五・八^キを改修する計画。問題の加茂谷、鷺敷両地区はいぜん昔のままの
遊水地帯として置き去りにされているが、将来細河内ダムを建設する関係
もあって、まだ改修の目途は立っていない。細河内ダムの完成を待たず
こんどの洪水に耐えられるような堤防を築けば、両地区での遊水作用がな
くなり、今度は逆に下流の堤防があぶなくなるというのである。
つまり、鷺敷、加茂谷両地区の住民は、今後、細河内ダムができ
るまで、いつまた水害におそわれるかもわからない。悲しいことだが、こ
れが現実の姿のようだ。

(七) 中学校の火災



中学校火災見舞芳名簿（寄附を受けた見積額
合計は1,706,400円と記されている）

昭和三十八（一九六三）年二月二十五日、午前三時頃、鷺敷中学校職員
室付近から出火
し、講堂と被服
室を残して、校
舎、宿直室、工
作室、炊事場等
延べ四四九坪を
全焼し、その上
隣接の土佐只夫
宅、延谷恒三郎
宅及び松原セイ
が管理していた
稲荷堂を類焼し
た。

火災を発見して、消防団が駆けつけたときには、木造校舎であったため
火の廻りが早く、手のつけようもなく、類焼を最少限に止めることが精
いっばいであった。こうした状況から、学校の重要書類などほとんど持ち出
すことができなかった。

鎮火後、町は直ちに、教育委員会と議会全員協議会を合同で開き事後対
策を協議し、とりあえず翌日から直ちに生徒に対する授業ができるように
した。
その方法として、焼け残った講堂を四つに仕切って四学級を入れ、被服
室へ一学級、鷺敷小学校の東校舎へ三学級、同校講堂も仕切って、二学級
と、家庭科室へ一学級を収容して、机、腰掛等は、小学校の古いものや、
隣接町村の学校などから貰ったりして、一応授業には支障のないようにし
た。

その後、町議会、教育委員会、PTA一丸となって再建に努力した結
果、鉄筋コンクリート二階建の校舎と特別教室など延べ一、九三〇平方
が建築された。六月二十日に着工して、十二月二十六日に完成したもの
で、復旧費は、付帯工事を除いて三、四七六万円、このうち三、二〇〇
万円は、起債であった。

なお、この火災に際して、昭和二十一年の南海大地震に際し、阿南市橋
町へ救援物資を贈つてあったことから、こんどは橋町から、あたたかいお
返しがあった。

火災発生直後、誰からの通報によるものか、いち早く橋町消防団の救援
を受けたほか、かずかずの金品を寄贈され、また、町内外の多くの方がた
から寄せられた多額の金品は、鷺敷中学校の備品費等に充当された。その
善意が、中学生はもちろん、全町民に深い感銘を与え、りっぱな校舎が短
期間に再建された一因となったことを付記したい。

(五) 公民館の火災

昭和四十一（一九六六）年十一月四日、午前五時頃、阿井公民館火災発
生の知らせが、有線の緊急放送とサイレンによって、全町民に知らされ
た。

近所の人々や、消防ポンプが駆けつけて消火に当たったが、木造二階建
の三九〇・五二平方^{メートル}を全焼した。損害額約六〇〇万円と見積もられ、昭
和三十八年、中学校火災につぐ公共建物の火災であった。

しかし、幸いにして、風が少なかったことと、その前年買い入れたばかり
の、消防ポンプ自動車が大いに威力を発揮して隣家への類焼を防ぐこと
ができたのは、何よりのことであった。出火の原因は、前日、鷺敷町体育
大会が、町民グラウンドで行われ、その夜西部地区の人々が、運動会の慰勞
会をしており、そのときの煙草の不始末といわれた。

床前に片づけられた座ぶとんの山が出火場所と断定されたことから、そ
の座ぶとんの中に煙草の火が入っていたものとみられている。この公民館
は、三年前の中学校火災の年、昭和三十八年三月に、鷺敷町中央公民館と
して完成した新しい建物であった。

火災直後から、町は、町議会や、教育委員会その他関係者と何回となく
協議を重ね、昭和四十二年度に、鉄骨造り、四一七・三一平方^{メートル}、現在の
阿井公民館として復旧した。復旧費には、約八九〇万円を要したが、この
うちには、四四三万六千円の火災保険金が充当され、備品類のほとんど
は、西部地区の人々が火災責任を感じて寄付されたものである。

(六) 商工会と森林組合事務所の火災

昭和五十五（一九八〇）年六月二十二日、午前二時四十分頃、有線の緊

急放送のチャイムが全町にひびいた。

「森林組合が火事です。消防団は直ちに出勤して下さい」二回、三回と
男の声で繰り返された。

サイレンも鳴りひびいていた。風は無風状態で、炎は真つすぐ天に向か
って吹き上げていた。

消防団の活動によって、約四十分後に鎮火したが、全焼の状態であつ
た。しかし僅か二^分しか離れていない隣家への類焼を見なかつたことと、
大部分の書類が残つたことは幸いであつた。火災前日は土曜日であり、午
後から全く火の気のなかつたことから、警察が詳しく原因調査をしたが結
局わからないまま、七月上旬焼け跡は整理された。

この建物は、町が専売
公社から払い下げを受け
た後、昭和四十八年から
商工会と森林組合に事務
所として貸しつけていた
ものであつた。焼け出さ
れた商工会と森林組合は
翌二十三日から役場別館
（旧登記所跡）に仮事務
所を移した。



現在の森林組合と商工会の事務所